

区長・班長 各位

東開町内会
(総務部担当)

区長・班長の役割について

◆ 区長・班長の職務については、会則及び細則で次のようになっています。

(会則)第10条6項

区長は、区を代表し会員との連携を図り、会費の集計、会報・広報等の配布を担当し、区長会議を構成します。

(会則)同条7項

班長は、区長の指示に従い会員との連携を図り、会費の徴収、会報・広報等の配布、会員の加入、脱退やその他町内会の活動に必要な事項の連絡等を担当します。

(会則)第11条

(2) 区長会は総会に次ぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集し、諮る事項は、次のとおりとします。

- ① 会の事業執行に必要な事項、役員選出に必要な事項、細則の改廃、その他会の運営に必要な事項。
- ② 区長会は役員、区長の出席で構成します。
- ③ 区長会の会議の運営は、総会に準じます。

(細則)第4条

区長は、自区内の会員の状況を把握して、名簿に記入しておくとともに、それを総務部長に報告するものとします。

(細則)第5条

班長は、自班内に転入世帯があったときは、入会申込書をもって入会の案内をし、承諾の上、入会手続きをして、区長に連絡します。転出のときも連絡します。

(細則)第6条

班長は、会員から徴収した町内会費を台帳に記入して区長に提出し、区長は区内のものを集計して、財務部長に届けることとします。

※前記のことから、区長は区を代表して、町内会の運営に当たり積極的に意見を出して頂き、共に町内会の運営に当たっていると承知して下さい。

区長の役割

◆ 区長は、総会に次ぐ決議機関としての区長会の構成員です。

区長会の開催については、その都度ご案内しますので、必ず出席して下さい。

そして、区の要望などを積極的に聞かせて頂き、よりよい町内会とするために反映させて行きたいと思います。

- (1) 自区内に不幸などがあった場合は、区長は班長との連携をとり、自主的にお世話をして頂きたいと思います。
- (2) 自区内に転入世帯があった場合は、班長と連携をとり、入会の手続きをして下さい。
また、転出した場合は、退会の手続きをして下さい。
- (3) 町内会費の徴収事務の他、お祭りの寄付等の徴収にも協力して下さい。
- (4) 改選の時期(年度末)には、次年度の区長及び班長の選出をお願いします。
届け出用紙等については、その都度配布します。
- (5) 年度末には、会員名簿を整理して次年度区長にその名簿、区長・班長の表示札、回覧版、その他必要なものを全て引き継いで下さい。
なお任期中は、区長・班長の表示札は玄関の見やすい場所に必ず掲示して下さい。
- (6) 任期中、印刷の必要なものや不明な事が生じた場合は、遠慮なく役員に問い合わせして下さい。

班長さんにお願

- (1) 広報や回覧等が配布された時は、速やかに回して下さい。
- (2) 町内会費など金銭の取り扱いがありますので、徴収が終わり次第、速やかに区長へ届けて下さい。
- (3) 転入世帯や転出世帯が生じた場合は、速やかに区長へ連絡して下さい。
- (4) 町内会の行事などには、積極的に参加して下さい。
- (5) 自班内の会員世帯、非会員世帯の把握は、正確をお願いします。
特にアパートなどの集合住宅を多く抱えている班につきましては、転入、転出の頻度も多いと思いますので、よろしくお願いたします。
また、集合住宅の世帯調査におきまして、入居可能世帯数を調査した後、現在入居世帯を調査して下さい。

会則 (令和3年5月15日施行)

細則 (令和3年4月3日施行)